

書類提出期限一覧（入室前・入室中）

内容		入室前		入室中	
		入室希望月		提出書類内容の変更	クラブ退室に関して
		4月	5月以降翌年3月まで	放課後児童クラブ入室変更届出書	放課後児童クラブ退室届
入室申請・各種届出	入室要件	放課後児童クラブ入室案内・ブロック別放課後児童クラブ案内のとおり ※保育所の入所条件とは異なります		—	—
	必要書類	放課後児童クラブ入室申請書、児童生活状況調査書、入室を必要とする理由が分かる証明書 放課後児童クラブ保育料減免申請書（減免区分に該当する方） ※他の制度（手当）等で減免が適用されていても、クラブ保育料が減免になるとは限りません		放課後児童クラブ入室変更届、変更内容※1が分かる書類※2 ※ 1 住所、氏名、家族構成、退職・転職・雇用期間更新などの就労に関すること、クラブ入室を希望する理由など ※2 よくある質問（申請後・入室中に関する質問）参照	放課後児童クラブ退室届
	書類作成時の注意点	各様式別記入例のとおり ※提出後の書類返却、コピーは出来かねますので、お手元に控えをとってから提出してください			
	提出期限	一次申込：閉庁日を除き11月10日（月）まで ただし、11月1日（土）、2日（日）は開庁（申込可） 郵送の場合、11/10日消印有効 ※支所受付開は11月4日（火）～ 二次申込：2月2日（月）まで 郵送の場合、同日消印有効	入室希望月の前月20日まで （閉庁日の場合は、翌開庁日） 郵送の場合は、入室希望月の前月13日の消印有効	随時（変更後速やかに） 就労証明書に関しては、会社作成・受領後速やかに	退室希望月の20日まで
	提出先	こども育成課または庄和総合支所（※受付開始日注意） 郵送の場合は、こども育成課	こども育成課または庄和総合支所 郵送の場合は、こども育成課	こども育成課または庄和総合支所、所属クラブ	こども育成課または庄和総合支所、所属クラブ
	書類提出時の注意点	提出後に申請書類の内容に変更が生じた場合は、こども育成課に連絡のうえ、必要書類（変更されたもの）を指定された期日までに、再提出してください ※指定期日までに提出がない場合は、次回（一次→二次、5月入室→6月入室など）以降の選考審査（審査保留）となります ※変更内容によっては、入室決定の取り消しや退室となる場合があります			届出書の提出が上記期限を過ぎた場合は、こども育成課に連絡のうえ、退室月末日までにこども育成課窓口へ直接提出してください （※退室日を遡っての提出および提出が21日以降の場合は、クラブ提出（受付）はできません）
入室審査	審査方法	提出された書類内容を、放課後児童クラブ入室選考指数表（入室案内に掲載）に基づき一人ひとり点数化します ※最大入室決定人数は、各クラブ定員の110%までです			—
	一次選考人数	各クラブ定員数まで決定	各クラブの入室状況による	—	—
	二次選考人数	一次申請者数がクラブ定員以上であった場合は、定員の10%の人数を決定	※入室申請をしても、待機となる場合があります		
	選考結果の連絡	一次申込者選考：2月中旬 入室決定者にのみ決定通知書を交付 ※未決定者は、二次選考に移行 二次申込者選考：3月中旬 入室決定者に入室決定通知書を交付 ※未決定者は、待機通知を交付（次月以降、定員の空き状況により、指数の大きい順に入室案内）	入室月前月の25日までに決定通知を発送 ※お急ぎの方は、24日以降（開庁日に限る）にこども育成課にお問い合わせください	こども育成課に提出された場合は、市から所属クラブに変更内容を連絡します	こども育成課に提出された場合は、市から所属クラブに変更内容を連絡します
お願い	入室前 入室中	入室決定の前に、放課後児童クラブ案内（クラブ利用にあたっての決まり事）をお子様と一緒に確認してください			—
		申請後または入室決定後にクラブを利用しないこととなった場合は、こども育成課に連絡のうえ、申請取下書を速やかに提出してください	入室希望月に入室ができず待機となった（なっている）方で、クラブ利用の意志がなくなった場合は、こども育成課に連絡のうえ、申請取下書を速やかに提出してください	入室後、年度途中でクラブ利用をしない（退室する）場合は、20日までに放課後児童児童クラブ退室届を所属クラブに提出してください（20日を過ぎた場合は、こども育成課に退室する旨（クラブ名、児童名、学年）を電話連絡後、末日までに退室届をこども育成課または支所に提出してください） （3月末退室の場合は、退室届の提出不要）	